

(1) 健康増進法（給食施設指導関係抜粋）

（平成十四年法律第百三号 施行日 令和二年四月一日）

第四章 保健指導等

（市町村による生活習慣相談等の実施）

第十七条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

2 市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。

（都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施）

第十八条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。

三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

2 都道府県は、前条第一項の規定により市町村が行う業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

（栄養指導員）

第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務（同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。）を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

（市町村による健康増進事業の実施）

第十九条の二 市町村は、第十七条第一項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

（都道府県による健康増進事業に対する技術的援助等の実施）

第十九条の三 都道府県は、前条の規定により市町村が行う事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

（報告の徴収）

第十九条の四 厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、必要があると認めるときは、第十七条第一項に規定する業務及び第十九条の二に規定する事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。

第五章 特定給食施設

（特定給食施設の届出）

第二十条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

（特定給食施設における栄養管理）

第二十一条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

3 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

(指導及び助言)

第二十二條 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十三條 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第二十四條 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない

第九章 罰則

第七十條 国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員、研究所の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの職にあった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は公務員であった者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときも、同項と同様とする。

3 第五十三条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 第五十五条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十一條 第六十六条第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二 第四十三条第一項の規定に違反した者

三 第五十七条第二項の規定による命令に違反した者

第七十三條 次に掲げる違反があった場合においては、その行為をした登録試験機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の規定による許可を受けずに、許可試験の業務を廃止したとき。

二 第五十六条の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第五十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第七十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第六十一条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第七十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三十二条第三項、第三十四条第三項又は第三十六条第四項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第三項、第三十五条第三項又は第三十七条の規定に違反した者

第七十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二十九条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第七項又は第三十五条第十項の規定に違反した者

第七十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十五条第六項の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

二 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第五十二条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

(2) 健康増進法施行規則（給食施設指導関係抜粋）

（平成十五年厚生労働省令第八十六号 施行日 令和二年四月一日）

（特定給食施設）

第五条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設とする。

（特定給食施設の届出事項）

第六条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 給食施設の名称及び所在地
- 二 給食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 給食施設の種類
- 四 給食の開始日又は開始予定日
- 五 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 六 管理栄養士及び栄養士の員数

（特別の栄養管理が必要な給食施設の指定）

第七条 法第二十一条第一項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 一 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給するもの
- 二 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に一回五百食以上又は一日千五百食以上の食事を供給するもの

（特定給食施設における栄養士等）

第八条 法第二十一条第二項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、一回三百食又は一日七百五十食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。

（栄養管理の基準）

第九条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 五 衛生の管理については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百二十三号）その他関係法令の定めるところによること。

（栄養指導員の身分を証す証票）

第十条 法第二十四条第二項に規定する栄養指導員の身分を示す証明書は、別記様式第二号による。

(3) その他の関係法令・通知等

法令・通知等	備考
日本人の食事摂取基準（2020年版）策定検討会報告書	令和元年12月「日本人の食事摂取基準」策定検討会
日本食品標準成分表2020年版（八訂）	令和2年12月 文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告
特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について	令和2年3月31日付け健発0331第2号
入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて	令和2年3月5日付け保医発0305第13号
入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の実施上の留意事項について	令和2年3月5日付け保医発0305第14号
指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準	平成12年 厚生省告示第21号
大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	平成24年11月1日 大阪府条例第117号
大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成24年11月1日 大阪府条例第118号
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について	平成12年3月17日付け老企第43号
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について	平成12年3月17日付け老企第44号
児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	令和2年3月31日付け子母発0331第1号
児童福祉施設における食事の提供ガイド	平成22年 3月31日 厚生労働省
保育所における食事の提供ガイドライン	平成24年 3月 厚生労働省
保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）	平成31年4月 厚生労働省
食事プロセスPDCA 2020年版	令和3年3月 大阪府福祉部
学校給食法	昭和29年 法律第160号
学校給食実施基準の一部改正について（通知）	令和3年2月12日付け2文科発第1684号
学校給食実施基準	平成21年 文部科学省告示第61号
学校給食摂取基準の策定について（報告）	令和2年12月 学校給食における児童生徒の食事摂取基準策定に関する調査研究協力者会議
大量調理施設衛生管理マニュアル	平成9年3月24日付け衛食第85号別添
中小規模調理施設における衛生管理の徹底について	平成9年6月30日付け衛食第201号
食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて	令和2年8月5日付け薬生食監発0805第3号
平成25年度保育科学研究保育所における災害時対応マニュアルー給食編ー	平成26年1月 公益社団法人日本栄養士会

(4) 大阪市健康増進法施行細則（給食施設指導関係抜粋）

（平成十五年七月二十五日 大阪市規則第九十九号）

（給食内容の報告）

第四条 法第二十条第一項に規定する特定給食施設の管理者は、当該特定給食施設において毎年五月及び十一月に実施した給食の給食量、種類及び栄養量について、各月の翌々月の十五日までに保健所長に報告しなければならない。

(5) 大阪市特定給食施設に準ずる施設に対する指導要綱

第一 目的

健康増進法（以下「法」という。）第二十条第一項に規定する特定給食施設以外の給食施設について、「特定給食施設に準ずる施設」として、特定給食施設と同様に指導及び支援を行うことにより市民の健康増進の向上を図ることを目的とする。

第二 対象施設

「特定給食施設に準ずる施設」とは、特定給食施設を除く次のいずれかに該当する施設とする。

- 一 特定かつ多数の者に対し、継続的に一回五十食又は一日百食以上の食事を供給する施設
- 二 病院及び介護保険施設

第三 特定給食施設等の届出

対象施設を把握するため、「特定給食施設に準ずる施設」に対して法第二十条第一項及び第二項の規定に準じて、特定給食施設開始（再開）届、変更届、廃止（休止）届を大阪市保健所に提出することを求めることができる。

第四 特定給食施設等の栄養管理報告書の提出

対象施設の栄養管理の状況を把握するため、「特定給食施設に準ずる施設」に対して法第二十一条、第二十二条、第二十四条第一項の規定に準じて、「栄養管理報告書」を大阪市保健所に提出することを求めることができる。

第五 指導及び支援

「特定給食施設に準ずる施設」への指導及び支援は、法第十八条第一項第二号及び法第二十二条に基づき、栄養指導員の集団又は個別指導により効果的・効率的に行う。

附 則

本要綱は、平成二十七年六月一日から施行する。

【参考文献】

- ・ 日本人の食事摂取基準2020年版の実践・運用
食事摂取基準の実践・運用を考える会
- ・ 健康増進法に基づく給食施設のための栄養管理の手引き 2018年版
横浜市健康福祉局
- ・ 給食施設における栄養管理の手引き 令和2年4月一部改正
奈良県
- ・ 「給食に関する災害対応マニュアル」作成の手引き「給食施設向け」
平成29年4月 尼崎市保健所健康増進課
- ・ 食事プロセスPDCA 2020年版
令和3年3月 大阪府福祉部（PDCA改訂検討委員会）
- ・ 給食施設における災害時等の食事提供に関する手引き
令和3年2月 大阪市保健所管理課